

## 善通寺市予定価格事前公表要領

(目的)

第1条 この要領は、入札制度の競争性、透明性及び公平性をより向上させるため、入札開始前に予定価格を公表することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 対象は、競争入札に付する建設工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務とする。

(公表の対象となる予定価格)

第3条 事前公表を行う予定価格は、善通寺市契約規則（平成10年善通寺市規則第5号）第11条の規定により定めた価格から、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額とする。

(公表方法)

第4条 予定価格の事前公表は、善通寺市電子入札運用基準（平成30年4月1日施行）に定めるかがわ電子入札システムを利用し、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 制限付一般競争入札 入札公告に記載
- (2) 公募型指名競争入札 指名通知書に記載
- (3) 指名競争入札 指名通知書に記載

(入札回数及び無効な入札)

第5条 予定価格を事前公表した場合の入札回数は、1回とする。

- 2 予定価格を超える金額の入札は、無効とする。

(工事費内訳書の提出)

第6条 入札書の提出とともに工事費内訳書を提出させるものとする。

- 2 前項の規定において、工事費内訳書を提出しない者は、当該入札に参加できないものとする。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。